

**令和8年(フ)第158号**

沖縄県うるま市字田場309番地1 川原団地

5-102

債務者 名嘉村麻衣

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月5日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和8年(フ)第167号**

沖縄県うるま市字具志川441番地

債務者 吉濱 弦生

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月5日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和8年(フ)第47号**

岩手県北上市村崎野18地割129番地7

フォーリストII201

債務者 細野 三男

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午前10時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで

盛岡地方裁判所花巻支部

**令和8年(フ)第56号**

岩手県北上市町分18地割40番地4 ナミオカ

レジデンスD-213号

債務者 佐々木 尚子

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午後3時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
盛岡地方裁判所花巻支部

**令和7年(フ)第185号**

千葉県富津市大堀二丁目21番地12 コスモハイツA201

債務者 宇治川アサエ

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和8年(フ)第70号**

千葉県袖ヶ浦市三箇1163番地7

債務者 石橋真由美

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和8年(フ)第72号**

千葉県袖ヶ浦市蔵波2030番地2 一般社団法人友人会

債務者 坂下 定八

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和8年(フ)第75号**

千葉県木更津市貝渕4丁目1番3号 藤ハイムA103

債務者 古安 俊彦

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和8年(フ)第82号**

千葉県君津市大和田3丁目8番地16

債務者 金子 由衣

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和8年(フ)第83号**

千葉県木更津市高柳1丁目9番7号

債務者 三枝恵里子

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和8年(フ)第785号**

東京都武蔵村山市大南2丁目47番地の20

債務者 伊藤 朱里

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年(フ)第230号**

静岡県駿河区下島138番地の2 シェルプー

ル下島102号

債務者 松本すみよ

- 1 決定年月日時 令和8年6月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第231号**

静岡県駿河区下島138番地の2 シェルプー

ル下島102号

債務者 松本 吉晃

- 1 決定年月日時 令和8年6月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第252号**

静岡県藤枝市田沼2丁目2番4号 チェス

ナッツ224 103

債務者 松本 富生

- 1 決定年月日時 令和8年6月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第295号**

静岡県藤枝市本町4丁目7番47-1号

債務者 菊川 純平

- 1 決定年月日時 令和8年6月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第48号**

広島県呉市吉浦上城町9-18

債務者 塚本 徹

- 1 決定年月日時 令和8年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月6日まで  
広島地方裁判所呉支部